常滑武豊衛生組合議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和48年10月31日 条 例 第 4 号

改正

昭和 5 3 年 6 月 2 7 日条例第 1 号 昭和 6 1 年 9 月 2 9 日条例第 4 号 平成 5 年 9 月 3 0 日条例第 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号及び第8号の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議決に付さなければならない 契約は、予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附則

- 1 この条例は、昭和48年10月31日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に契約の締結されている工事又は製造の請負お よび財産の取得または処分に関しては、なお従前の例による。
- 3 常滑武豊衛生組合契約条例(昭和37年10月22日条例第3号)は廃 止する。

附 則(昭和53年6月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年9月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年9月30日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。